

介護キャリア段位制度の導入支援策のご案内

介護事業所・施設で介護キャリア段位制度に基づく評価を実施した場合、以下の施策が活用できます。介護キャリア段位制度は、有効なOJTツールであるとの評価を得ていますので、これらの支援策を活用して、積極的な導入を図ってください。

①介護報酬のキャリアパス要件への該当

介護事業所・施設において、資質向上のための計画に沿って、OJTの一環として介護キャリア段位制度を導入し、全ての介護職員に周知した場合、介護報酬の介護職員処遇改善加算におけるキャリアパス要件Ⅱと、介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件の「資質の向上」の項目のいずれも満たします。

②ジョブ・カードへの反映

介護キャリア段位制度に基づく評価基準により、ジョブ・カードの職業能力証明（訓練成果・実務成果シート）を作成できます。これにより、介護キャリア段位制度の実施を通じて、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施できます。また、介護職員も、ジョブ・カードを応募書類等として活用できます。

③ 職業訓練実施に対する助成【人材開発支援助成金（人材育成支援コース）】

①人材育成訓練

職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を事業主もしくは事業主団体等が実施する場合の助成メニューです。

訓練対象者	申請事業主または申請事業主団体等の構成事業主における被保険者
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ●OFF-JT により実施される訓練であること（事業内訓練または事業外訓練） ●実訓練時間数が10 時間以上 であること

◆助成額・助成率

()内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練		経費助成	
		賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合 ※	
人材育成訓練	雇用保険被保険者（有期契約労働者等を除く）の場合	45% (30%)	+ 15% (+ 15%)
	有期契約労働者等の場合	60%	+ 15%
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合	70%	+ 30%

※ e-ラーニングによる訓練等の場合は賃金助成の対象外です。

※ 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

◆経費助成限度額（1人当たり）

支給対象となる訓練	企業規模	10時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
		人材育成支援コース	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業主 ・事業主団体等 	15万円
	・中小企業以外の事業主	10万円	20万円	30万円

※内容詳細や助成金の申請方法等は、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせ下さい。

[人材開発支援助成金](#)
[厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

なお、上記は令和5年4月現在の内容です。今後変更となる場合があります。